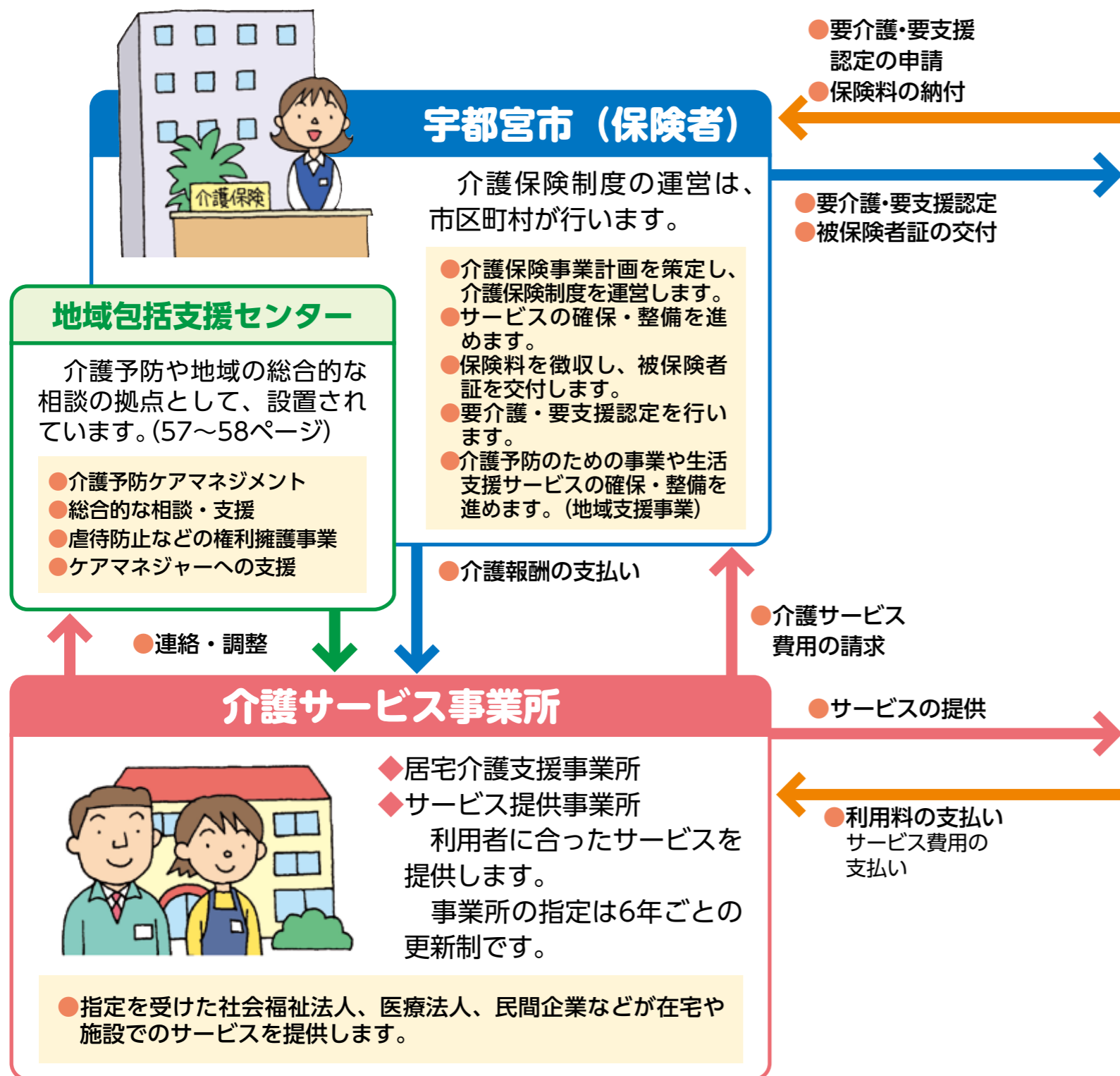


●介護保険のしくみ

みんなが支え合う制度です

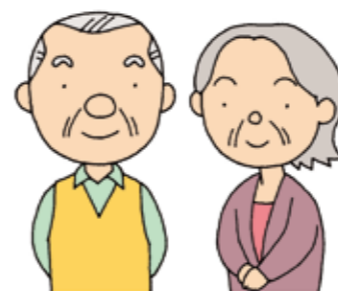
介護保険制度は市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



介護保険に加入する方

- 保険料を納めます。
- 要介護・要支援認定を受けて、サービスを利用します。
- サービス利用の際には、利用者負担を支払います。

65歳以上の方 （第1号被保険者）



サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された方（どんな病気やけがが原因で介護が必要になったのかは問われません）

40歳から64歳までの方 （第2号被保険者）



サービスを利用できるのは

特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方（特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）

特定疾病とは

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

被保険者証を大切に!!



こんなときに必要です

- 要介護・要支援認定の申請（更新・変更）
- ケアプランの作成
- サービスの利用

65歳以上の方は

65歳になる前日までに、郵送で交付されます。

40歳から64歳までの方は

要介護・要支援と認定された方に交付されます。

※被保険者証は、大切に保管してください。被保険者証を受け取ったら、住所・氏名・生年月日などに誤りがないか確認してください。